

## 【 病 院 概 況 】

病院の開設主体	新潟県厚生農業協同組合連合会
病院の名称	豊栄病院
病院の所在地	新潟県新潟市北区石動1丁目11番地1
管理者	病院長 関 慶一
標榜診療科目	内科、内視鏡内科、循環器内科、神経内科、精神科、心療内科、外科、整形外科、眼科、皮膚科、泌尿器科、歯科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
病床数	199床
診療に従事する医師又は歯科医師の氏名	正面玄関及び各診療科の窓口等に掲示
診療日	月曜日～金曜日
診療時間	08:30～17:00
休診日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始、その他病院の定める日
面会時間	(平日) 13:00～16:00 (休診日) 13:00～16:00

### I 入院基本料について

#### ◇3階北病棟〔地域包括ケア病棟入院料1〕(59床)

当病棟では、1日に11人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
- ・夕方16時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。
- ・深夜0時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。

#### ◇3階南病棟〔地域包括ケア病棟入院料1〕(42床)

当病棟では、1日に7人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
- ・夕方16時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は15人以内です。
- ・深夜0時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は15人以内です。

#### ◇4階北病棟〔地域包括医療病棟入院料〕(48床)

当病棟では、1日に12人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
- ・夕方16時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内です。
- ・深夜0時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内です。

#### ◇4階南病棟〔障害者施設等入院基本料 10対1〕(50床)

当病棟では、1日に14人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- ・夕方16時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。
- ・深夜0時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。

## II 付添看護について

◇当病院においては、患者様の負担による付添看護を行っていません。

## III 関東信越厚生局長への届出について

◇当病院は健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法、及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準に基づき、下記の事項を関東信越厚生局長に届出しています。

### (1)入院時食事療養 I

◇当病院は、入院時食事療養に関する特別管理の届出に係る食事を提供しています。

これは、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)に適温で提供するものです。

70歳未満の方	70歳以上の方	標準負担額(1食につき)	
一般	一般	550円	
住民税非課税の方	低所得者 II	過去1年間の入院期間90日以内	270円
		過去1年間の入院期間91日超	220円
	低所得者 I	130円	

### (2)基本診療料の施設基準に係る届出

- ・電子的診療情報連携体制整備加算2・3(入院・初再診)
- ・地域包括医療病棟1
- ・救急医療管理加算
- ・看護補助体制加算(25対1/看護補助者5割以上/患者ケア体制充実加算3)
- ・特殊疾患入院施設管理加算
- ・包括期充実体制加算
- ・感染対策向上加算1(微生物学的検査体制加算)
- ・データ提出加算2・4
- ・認知症ケア加算2
- ・地域包括ケア病棟入院料1
- ・看護職員夜間配置加算
- ・歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
- ・障害者施設等入院基本料10対1
- ・診療録管理体制加算1
- ・医師事務作業補助体制加算1(20対1)
- ・療養環境加算
- ・医療安全対策地域連携加算2
- ・患者サポート体制充実加算
- ・入院時支援加算
- ・協力対象施設入所者入院加算
- ・看護補助・患者ケア体制充実加算1・2
- ・歯科外来診療感染対策加算1
- ・医療安全対策加算2
- ・機能強化加算
- ・入退院支援加算1
- ・身体的拘束最小化推進体制加算
- ・看護職員配置加算
- ・歯科外来診療医療安全対策加算1
- ・電子的歯科診療情報連携体制整備加算2(歯科)

### (3)特掲診療料の施設基準に係る届出

- ・糖尿病合併症管理料
- ・救急搬送医学管理料3
- ・下肢創傷処置管理料
- ・薬剤管理指導料
- ・検体検査管理加算(Ⅱ)
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・急性期リハビリテーション加算/初期加算
- ・透析液水質確保加算
- ・ストーマ合併症加算
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・歯科治療総合医療管理料
- ・CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- ・麻酔管理料 I
- ・持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・外来腫瘍化学療法診療料1
- ・がん治療連携指導料
- ・医療機器安全管理料1
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・外来化学療法加算1
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・人工腎臓(慢性維持透析を行った場合1)
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・輸血管理料Ⅱ
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・歯科口腔リハビリテーション料Ⅱ
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・腎代替療法診療体制充実加算
- ・在宅療養支援病院
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・ニコチン依存症管理料
- ・外来がん患者在宅連携指導料
- ・在宅患者訪問看護・指導料3
- ・コンタクトレンズ検査料1
- ・無菌製剤処理料
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・導入期加算1
- ・慢性維持透析濾過加算
- ・輸血適正使用加算
- ・入院ベースアップ評価料(83)
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・看護職員処遇改善評価料44

※透析患者様の下肢末梢動脈疾患に対する取り組みについて

当院では、慢性維持透析を行っている患者様に対し、下肢末梢動脈疾患に関する検査を行なっております。検査の結果、専門的な治療が必要と判断した場合は、その旨をご説明し同意をいただいた上で、連携医療機関へ紹介させていただいております。

下肢末梢動脈疾患に関する連携医療機関：新潟大学医歯学総合病院

(4)施設基準に適合しているものとして関東信越厚生局長に届け出た手術

・医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術(胃瘻造設術)

#### IV 診療明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進する観点から、領収証を発行する際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されております。その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にご旨お申し出下さい。

#### V 医療安全管理について

当院には、医療安全管理の指針がございます。院内で閲覧を希望されます方は医事課窓口までお申し出下さい。

また、当院ホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

#### VI 医療福祉相談について

当院では、患者様・ご家族様の抱える問題を少しでも、よりよい方向に解決されていくよう、支援していく相談員を配置しております。ご遠慮なく相談員をお尋ね下さい。

相談ご希望の方は、直接、患者総合支援センターへおいでいただくか、お近くの職員にお尋ねください。

相談窓口・意見箱の設置

患者様やご家族からの相談等に応じられる体制を確保しています。

・福祉、介護に関すること……患者総合支援センター

・医療安全に関すること……医療安全管理者

※なお、意見箱を設置しておりますのでご利用下さい。定期的にご意見等を回収し、随時検討しております。

#### VII 感染防止対策について

当院には、感染管理対策の指針がございます。院内で閲覧を希望されます方は医事課窓口までお申し出下さい。

当院では、院内感染を防止するため感染制御チームを設置し、マニュアルの作成や職員研修を行い、院内感染の防止に努めております。また、他の医療機関とのカンファレンスに参加し連携を図っています。

#### VIII 各種指定

・保険医療機関・労災保険指定医療機関・生活保護法指定医療機関・結核予防法指定医療機関

・身体障害者福祉法更正医療指定医療機関・指定自立支援医療機関・原子爆弾被爆者一般疾病医療機関

#### IX 介護保険サービスについて

・居宅介護支援 居宅療養管理指導

上記事項でご不明な点は、医事課窓口までお問い合わせ下さい。